

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年11月10日（平成29年（行情）諮問第437号）

答申日：平成30年10月15日（平成30年度（行情）答申第257号）

事件名：「過去の研究成果」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「過去の研究成果」（出典：2012. 8. 28一本本B506）に該当するもの全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、次の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、文書1の一部を不開示とし、文書2を保有していないとして不開示とした決定については、文書1の一部を不開示としたことは妥当であるが、文書2を対象として改めて開示決定等をすべきである。

文書1 国民保護法制下におけるNBC防護の在り方 研究成果（終了報告）研本研第24号（20. 3. 28）別冊

文書2 「国民保護法制下におけるCBRN対処（B事態）の在り方（自主）」研究成果（終了報告）について（報告）（研定3号）（研本研第37号。21. 3. 30）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年6月8日付け防官文第9259号により防衛大臣（以下「防衛大臣」、 「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである（意見書については、省略する。）。

- (1) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件訴訟における準備書面）である。そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。
- (2) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。
- (3) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成2

4年4月4日付け防官文第4639号)として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

- (4) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

また、不開示とした文書は、平成26年度(行情)答申第561号において開示決定等をすべきであると答申された文書2であると思われるので、これが廃棄されていれば法に反するので、改めて発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「「過去の研究成果」(出典:2012.8.28-本本B506)に該当するもの全て。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「開示請求された「過去の研究成果」(出典:2012.8.28-本本B506)に該当するもの全て。」に係る行政文書」を特定し、平成25年6月28日付け防官文第9175号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分を行った。

その後、この決定を不服として行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったので、法18条の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会に諮問したところ、平成27年3月27日付け府情個第1000号により、本件対象文書について改めて開示決定等すべきであるとされたので、同年5月22日付け防衛大臣の決定により同文書について改めて開示決定等すべきであると判断し、同年6月8日付け防官文第9259号により法5条3号の規定及び不存在に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分)を行った。

本件異議申立ては、原処分に対して提起されたものである。

2 不開示とした部分及び理由について

別紙1のとおり。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した文書1の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトである。

なお、異議申立人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務づけるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示し

ていない。

- (2) 異議申立人は、「文書1が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、文書1の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が文書1の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、文書1と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (3) 異議申立人は、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、文書1の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書には該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分のうち一部の不開示部分についてその取消しを求めるが、文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記3のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- また、文書2を改めて発見に努めるよう求めるが、当該文書は平成25年1月15日に裁断処理により廃棄済みであることが確認されている。
- (5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成29年11月10日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月30日 | 審議 |
| ④ | 同年12月12日 | 異議申立人から意見書1及び2を收受 |
| ⑤ | 平成30年9月27日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年10月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1及び文書2である。

処分庁は、当審査会の平成27年3月27日付け答申（平成26年度（行情）答申第561号。以下「先例答申1」という。）を受けて、文書1については、その一部が法5条3号に該当するとして不開示とし、文書

2については、これを保有しておらず、不存在として不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、文書1の不開示情報該当性及び文書2の保有の有無について検討する。

2 文書1の不開示情報該当性について

文書1については、先例答申1に先立ち、平成24年7月2日付け答申（平成24年度（行情）答申第98号。以下「先例答申2」という。）において不開示情報該当性が判断されており、先例答申1は、先例答申2において不開示とすべきとされた部分につき、先例答申2と同一の理由で不開示とすべきであるとしたものであるところ、処分庁が、原処分において不開示とした部分は、先例答申2を引用した先例答申1で不開示とすべきとされた部分と同一であり、先例答申1における不開示情報該当性の判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、本件不開示部分については、不開示としたことは妥当である。

なお、先例答申2において、不開示とすべきとされた部分とその理由は別紙2のとおりである。

3 文書2の保有の有無について

(1) 文書2の保有の有無について、改めて当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 平成29年10月中旬、特定機関において、職務上作成又は取得した行政文書を組織的に用いるものとして引き続き保有しているにもかかわらず、法に基づく開示請求において、これらの文書について、文書の保存期間が満了していることを理由として、文書不存在による不開示決定が行われていたことが判明した。

イ 上記案件を受け、平成29年10月30日に防衛大臣の指示の下、過去5年分の開示請求における文書不存在による不開示決定案件の調査を行ったところ、本件諮問後に、教育訓練研究本部において、文書2が存在していることが確認された。

ウ したがって、文書2を対象として改めて開示決定等を行うこととする。

(2) 当審査会において、諮問庁から文書2の提示を受けて確認したところ、標題が同一であることから、文書2に該当すると認められる。

したがって、防衛省において、文書2を保有していると認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきである。

4 付言

(1) 文書の探索について

防衛省においては、南スーダン派遣施設隊「日々報告」の管理状況に

関する特別防衛監察の結果を踏まえ、情報公開及び文書管理における再発防止のための措置を講じているところであるものと思料される。

そのような中で、上記3(1)ア及びイのとおり、特定機関において、開示請求に係る行政文書につき、保存期間が満了したことを理由に文書不存在とする不適切な対応をしていたことが判明したとのことであるが、防衛省においては、これを踏まえ、防衛大臣指示の下、他に同様の案件がないか、過去5年分の開示請求について調査を実施し、その際に文書2の存在が確認されたとのことである。

本件諮問後、当該事実が判明したことについては、原処分時の文書探索が必ずしも十分でなかったといわざるを得ないが、他方で、上記のとおり、防衛省においては、防衛大臣の下、上記の再発防止のための措置を着実に実施するとともに、情報公開に真摯に対応し、国民への説明責任を果たそうとしているものと思料されることから、防衛省においては、当該調査を契機として、今後の事案において、法の目的を踏まえ、十分に探索を行うことが望まれる。

(2) 不開示とした部分及びその理由の記載について

原処分では、別紙1(1)のとおり、4つの不開示理由を挙げ、それぞれの不開示理由に該当する部分を頁単位で特定するなど、あいまいな不開示部分の特定となっていることに加えて、大半の頁において複数の不開示理由が混在していることから、各不開示理由が各頁のどの部分に該当するのか極めて不明確となっている。こうした処分庁の決定は、先例答申2において、不開示とした部分及びその理由の対応が明確になるよう決定を記載することが望まれると付言を付しているところ、これの改善が図られておらず、処分庁の決定は、不適切といわざるを得ない。

したがって、処分庁は、今後の対応において、上記の点につき、留意するよう求める。

(3) 諮問の迅速化について

本件は、異議申立てから諮問までに約2年3か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、文書1につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とし、

文書2につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、防衛省において文書2を保有していると認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1 (原処分において不開示とした部分及び理由)

(1) 文書 1

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	目次, 別紙類の名称及び本文の 1 ページから 91 ページまでのそれぞれの一部	陸上自衛隊の防衛力の整備, 維持及び運用に関する計画並びに陸上自衛隊の作成した情勢判断及び防衛構想又はこれに資するための諸研究に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の防衛体制及び防衛力の現状が推察され, 陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	本文の 4 ページから 20 ページまで, 27 ページから 29 ページまで及び 40 ページから 91 ページまでのそれぞれの一部	陸上自衛隊の行動, 運用及び訓練等に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3	本文の 26 ページから 35 ページまで, 63 ページから 65 ページまで, 67 ページから 72 ページまで, 74 ページ, 75 ページ及び 77 ページから 79 ページまでのそれぞれの一部	陸上自衛隊の指揮系統及び通信システム等に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の指揮統制要領, 手法及び内容が推察され, 陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4	本文の 86 ページ及び 87 ページのそれぞれ一部	陸上自衛隊の組織, 編成, 定員及び現員等に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の態勢が推察され, 陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

(2) 文書2

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	全て	保存期間満了につき廃棄されており，不在のため不開示とする。

別紙 2

不開示とする理由	不開示とされた部分 (以下の頁のうち、不開示部分)
<p>(1) 研究本部の研究体制に関する情報について</p> <p>NBC防護に関する研究本部の研究組織、研究教材及び研究の項目等に係る情報が詳細に記載されていることから、当該部分は、これを公にすることにより、研究本部の研究体制及び能力が推察され、また個人を狙った不当な働きかけが行われるおそれがあるなど、陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。したがって、法5条3号に該当し、不開示とすべきである。</p> <p>(別紙1 番号1の一部に該当する部分)</p>	<p>目次, 1頁, 21頁(別紙第1)</p>
<p>(2) 部隊の運用等に関する情報について</p> <p>NBC防護に関し、陸上自衛隊の必要とされる部隊の運用、及び関係機関等との連携ないしそれらに関する計画、並びにその計画に用いた陸上自衛隊の情勢判断及び検討過程等に係る情報が詳細に記載されていることから、当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の部隊の運用要領、能力及び防衛力の現状等が推察され、陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があ</p>	<p>2頁ないし20頁, 21頁(別紙第2-1), 22頁ないし25頁, 26頁(別紙第5), 27頁(別紙第7), 28頁(別紙第9), 29頁(別紙第11), 36頁ないし62頁, 63頁(別紙第39-7), 65頁(別紙第42-1), 66頁, 68頁(別紙第44-1), 69頁(別紙第45), 70頁(別紙第46-1), 71頁(別紙第47-1), 72頁(別紙第48-1), 73頁, 74頁(別紙第50-1), 75頁(別紙第51-1), 76頁, 77頁(別紙第53-1), 78頁(別紙第54-1), 79頁(別紙第55), 80頁ない</p>

<p>ると認められる。したがって、法5条3号に該当し、不開示とすべきである。</p> <p>(別紙1番号1の一部及び2に該当する部分)</p>	<p>し85頁, 86頁(別紙第65), 88頁ないし91頁</p>
<p>(3) 指揮通信に関する情報について</p> <p>NBC防護に関する陸上自衛隊の指揮系統及び通信システム等に係る情報が詳細に記載されていることから、当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の指揮統制要領及び手法が推察され、陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。したがって、法5条3号に該当し、不開示とすべきである。</p> <p>(別紙1番号3に該当する部分)</p>	<p>26頁(別紙第6), 27頁(別紙第8), 28頁(別紙第10), 29頁(別紙第12-1), 30頁ないし35頁, 63頁(別紙第40-1), 64頁, 65頁(別紙第41-2), 67頁, 68頁(別紙第43-2), 69頁(別紙第44-2), 70頁(別紙第46-2), 71頁(別紙第47-2), 72頁(別紙第48-2), 74頁(別紙第50-2), 75頁(別紙第51-2), 77頁(別紙第52-3), 78頁(別紙第53-2), 79頁(別紙第54-2)</p>
<p>(4) 部隊の編成等に関する情報について</p> <p>NBC防護に関する陸上自衛隊の編成及び組織に係る情報が詳細に記載されていることから、当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。したがって、法5条3号に該当し、不開示とすべきである。</p> <p>(別紙1番号4に該当する部分)</p>	<p>86頁(別紙第66), 87頁</p>